

平成30年度第1回草津市情報公開・個人情報保護審議会議事録

会議名	平成30年度第1回草津市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成30年8月29日 10時00分から11時00分まで
開催場所	草津市役所 4階 行政委員会室
議題	(1) 保有個人情報の外部提供に関する意見についての諮問 …介護保険課 (2) 平成29年度市政情報公開請求・個人情報保護開示請求等の運用状況の報告
会議の公開	公開
出席者	委 員：中谷委員、藤井委員、矢尾委員 事務局：総務課 …山際課長、高阪課長補佐、関主任、松浦嘱託 担当課：介護保険課…相井課長補佐、山本主査
傍聴者数	0人
会議資料	別添のとおり
議事の概要	次に掲げるとおり

<議事概要>

(1) 会長および職務代理者の選任

- ・会長に中谷委員、職務代理者に藤井委員を選出した。

(2) 議事

①保有個人情報の外部提供に関する意見についての諮問 …介護保険課

- ・ 湖南市長が所得税および個人住民税にかかる障害者控除の適用に必要である「障害者控除対象者認定書」を控除対象者に交付することに伴い、本市が保有する要介護認定情報の提供が必要となることから、草津市個人情報保護条例第10条第1項第7号に基づく保有個人情報の外部提供を行うにあたり、同条第2項において準用する第7条第3項に基づき、当審議会の意見を聴取した。
- ・ 審議の結果、諮問のあった事項については、外部提供を受けるものが、その所掌する事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があると認められることから、諮問どおり保有個人情報の外部提供をして差し支えないものと判断した。

②平成29年度市政情報公開請求・個人情報開示請求等の運用状況の報告

- ・ 草津市情報公開条例第35条および草津市個人情報保護条例第57条の規定に基づき、情報公開請求および個人情報開示請求等の運用状況について報告した。

<主な意見等>

①保有個人情報の外部提供に関する意見についての諮問

委 員	本人の申請により介護認定を行うのであれば、本人が介護情報を持っているはずであり、本人が介護情報を提供すれば済むことではないか。
事務局	本人は、要介護度の認定結果の通知書、保険証等しか持っていない。 介護認定にあたっての認定調査票、主治医の意見書等は、保険者である草津市が保有している。
委 員	介護認定にあたっての具体的な情報がなければ、湖南市は認定書を発行できないのか。
担当課	湖南市が認定書の交付に際し必要としている情報は、認定調査票における認知症高齢者の日常生活自立度、障害者の日常生活自立度であって、要介護度とは別のランクであり、認定調査票にしか記載がない。
委 員	住所地特例の対象者であることから、要介護認定に関する情報提供が必要となるのか。そもそも、なぜ住所地特例という制度があるのか。
担当課	介護保険においては、住民登録のある市町村が保険者となるが、介護保険施設等が多いほど、給付費が多くなり、保険者となる自治体の負担となる。その結果、介護保険施設等の整備が進まなくなる恐れがあるので、介護保険施設等入所する場合は、前住所地の自治体が保険者となる特例が設けられている。
委 員	要介護認定を受けていても、審査の結果、認定証の交付の要件を満たさないケースもあるということか。
担当課	要支援１、要支援２などの軽いランクの場合は、該当しない場合がある。
委 員	湖南市が認定書の交付にあたり、再調査することも可能なのか。
担当課	本人の申請があって保険者が調査するものであり、必要に応じて保険者が調査する趣旨のものではない。

②平成２９年度市政情報公開請求・個人情報開示請求等の運用状況の報告

委 員	条例第７条第６号（事務の円滑な実施を困難にする情報）で非公開とする情報とは何か？
事務局	業務発注に係る設計積算等の入札事務に関連する情報である。
委 員	情報公開条例第１６条第２号（法令秘情報）、同条例第１６条第４号（評価等に関するもの）で非開示とする情報とは何か？
事務局	個人情報保護条例第１６条第２号（法令秘情報）は、印鑑登録申請書であり、草津市印鑑の登録および証明に関する条例１６条において、閲覧が禁止されているため、非開示としたものである。 なお、個人情報保護条例第１６条第４号（評価等に関するもの）で非開示とするものは、担当課に確認し、次回開催時に報告させていただく。